

田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、田原市内における太陽光発電施設の設置に関し、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、その適正な施行を誘導することにより、田原市の豊かな自然環境や美しい景観の保全と急速に普及が進む太陽光発電施設設置事業との調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与するとともに設置区域及びその周辺の地域における災害を防止することを目的とする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のひとつである太陽光を太陽電池モジュールにより電気に変換する設備及びその附属設備（柵、キュービクルその他附帯設備を含む）をいう。
- (2) 設置事業 発電設備を設置する事業行為（土地権利の取得、伐採、造成、工事等発電設備の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するもの及び発電設備の出力が10kW未満の小規模なものを除く。
- (3) 事業者 発電設備を設置又は管理する者をいう。
- (4) 発電事業 設置事業完了後に事業者が行う全ての事業行為に関することをいう。
- (5) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (6) 地域コミュニティ団体 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号）第2条第9号に掲げる団体をいう。
- (7) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 設置区域に隣接する土地の所有者又は建築物の所有者及び居住者

イ その他市長が特に影響を受けると認めた者

(適用範囲)

第3 このガイドラインは、田原市内における全ての設置事業に適用する。

(設置事業に当たって遵守すべき事項)

第4 事業者は、設置事業の実施に当たり、事業者の遵守すべき事項は次に掲げるものとする。

- (1) 関係法令を遵守し、資源エネルギー庁の定める事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に準拠するほか、設置区域及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害（パワーコンディショナ等から発生する騒音、太陽光パネルによる反射光、工事中の粉じん等や騒音・振動など）及び災害（以下「事故等」という。）の防止に努めること。
- (2) 風圧力その他外力に対して耐久性に問題なく安全であるように設置すること。
- (3) 雨水等による土砂の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (4) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障をきたさないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (5) 希少種などの重要な動植物や生態系の保全に配慮すること。
- (6) 設置区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- (7) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づき柵を設置することとし、設置する柵については、以下の要件を満たすものとする。

ア 地上高1.2m以上のもの。ただし、傾斜、法面等に近傍する場合は、これに配慮した、容易に人が侵入できない高さのもの

イ 塩害等に強く頑強な物で、外圧で容易に倒壊しない、人の侵入を防止できる目の細かいもの
- (8) 発電設備や設置区域内において発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、並びに地域コミュニティ団体又は近隣関係者との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるように努めること。
- (10) 地域コミュニティ団体及び近隣関係者との協調を保つとともに、

事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画の説明を行い、その日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録すること。

(11) 発電設備を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理すること。

(12) 具体的な環境配慮の取組等の検討においては、環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインを活用すること。

(設置の自粛を求める区域)

第5 市長は、第2次田原市景観基本計画で定める以下の区域においては事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めるものとする。

(1) 海の景観エリア

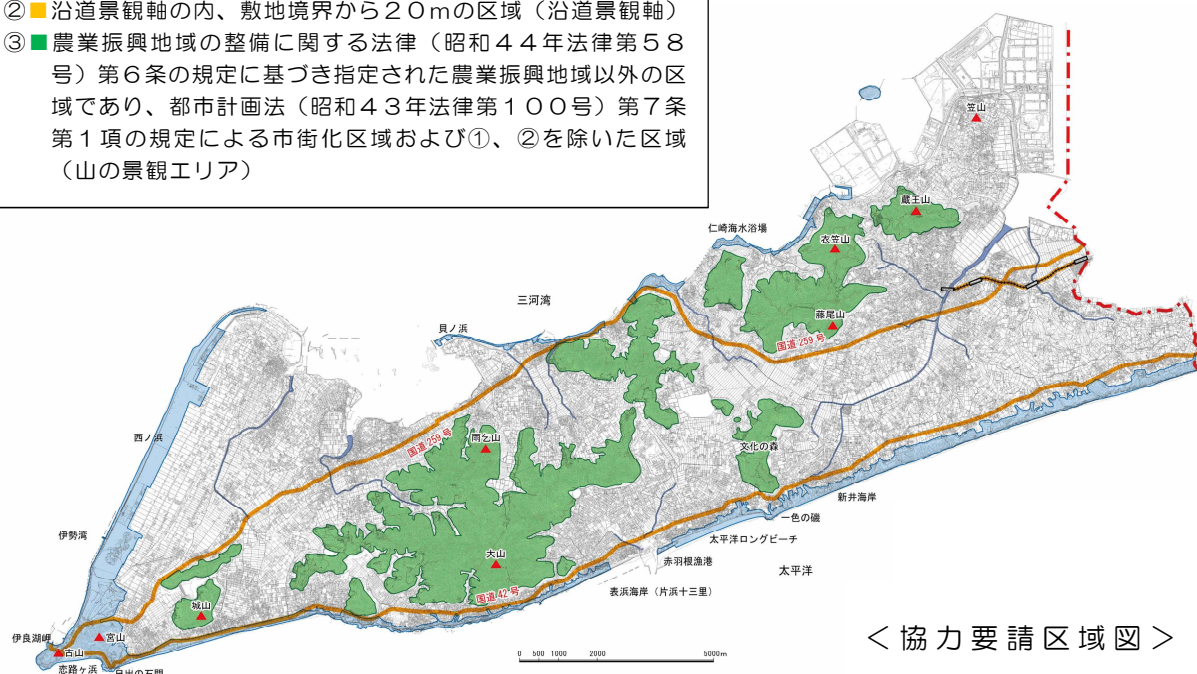
(2) 沿道景観軸のうち敷地境界から20mの区域

(3) 山の景観エリア

<設置の自粛を求める区域>

- ① ■ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定に基づき指定された三河湾国定公園のうち、同法第20条の規定に基づき指定された特別地域（海の景観エリア）
- ② ■ 沿道景観軸の内、敷地境界から20mの区域（沿道景観軸）
- ③ ■ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定に基づき指定された農業振興地域以外の区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域および①、②を除いた区域（山の景観エリア）

■ ■ ■ 設置の自粛を求める区域



<協力要請区域図>

(設置事業の届出)

第6 発電設備の出力が10kW以上50kW未満の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書(様式第1号)にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 位置図(縮尺1/50,000程度)
- (2) 発電設備設計図
- (3) 使用機器仕様書
- (4) 不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は同条第6項に規定する「地図に準ずる図面」(以下「公図」という。)の写し(公図の写しには、所有者等を記入すること。)
- (5) 事業説明結果報告書
- (6) 排水計画図
- (7) 太陽光発電施設の建設相談票の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 発電設備の出力が50kW以上又は設置区域が3,000㎡以上の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書(様式第1号)にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 位置図(縮尺1/50,000程度)
- (2) 発電設備設計図
- (3) 使用機器仕様書
- (4) 会社・法人登記事項証明書(事業者が法人の場合に限る。)
- (5) 土地利用計画図(縮尺1/1,000以上)
- (6) 公図の写し(公図の写しには、所有者等を記入すること。)
- (7) 事業説明結果報告書
- (8) 撤去処理計画書
- (9) 排水計画図
- (10) 太陽光発電施設の建設相談票の写し
- (11) 土地造成計画平面図(縮尺1/1,000以上)(設置区域が3,000㎡以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立その他土地の形質変更を伴う場合に限る。)
- (12) 土地造成計画縦断図(縮尺 縦1/100以上 横1/1,000以上)(設置区域が3,000㎡以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立その他土地の形質変更を伴う場合に限る。)

(13) その他市長が必要と認めるもの

(その他の届出)

第 7 第 6 の規定に基づき届出をした事業者は、発電事業の内容に変更が生じた場合は、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第 2 号）により市長に届け出るものとする。

2 発電事業を廃止した事業者は、太陽光発電設備廃止届出書（様式第 3 号）により市長に届け出るものとする。

(指導及び助言)

第 8 市長は、このガイドラインの目的を達成するため、必要があると認めるときは、指導事項等通知書（様式第 4 号）により事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

(市の事務分担)

第 9 このガイドラインに基づく事務は、市民環境部環境政策課が行うものとする。ただし、第 5 に規定する設置の自粛を求める区域については、都市建設部街づくり推進課、第 8 に規定する指導及び助言は、それぞれ関係課が行うものとする。

(その他)

第 10 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間に設置事業に着手する場合は、速やかに届出等を提出すること。

附 則

このガイドラインは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和 7 年 4 月 1 日から施行する。